

国民健康保険被保険者証 更新のお知らせ

有効期間が平成23年10月1日から平成24年9月30日までの新しい国民健康保険被保険者証を9月中旬から簡易書留で送付します。

有効期限が平成23年9月30日までの被保険者証は10月1日以降使用できませんのでご注意ください。

また、有効期限の切れた被保険者証は、市民課（総合窓口）・ふれあいセ

ンター久喜・中央公民館・東公民館・

西公民館・中央図書館・中央保健センター・各総合支所に備え付けられた回収箱へ返却してください。

問合せ 市民課市民係（内線2663）

／各総合支所市民税務課（菖蒲・内線122／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

農業用廃プラスチック収集日のお知らせ

（栗橋・鷺宮地区）

収集できる素材

・塩化ビニール

・農ホリ（ハウス用、防ひよう網、育苗ポット、灌水チューブ）

※硬質系ポリエチレンは、別途収集日をお知らせします。

収集日および場所

○塩化ビニール

（栗橋地区）

・10月20日（木） 13時30分～15時30分

J A 埼玉みずほ豊田倉庫

（鷺宮地区）

・10月20日（木） 9時～11時30分

J A 埼玉みずほ桜田支店

・10月21日（金） 9時～11時30分

J A 埼玉みずほ葛梅倉庫

○農ホリ

（栗橋地区）

・11月10日（木） 13時30分～15時30分

J A 埼玉みずほ桜田支店

（鷺宮地区）

・11月10日（木） 9時～11時30分

J A 埼玉みずほ桜田支店

救急車はタクシーではありません！

救急車の適正利用にご協力をお願いします

久喜地区消防組合では、平成22年中の救急出動件数が7232件で、過去最高の出動件数となりました。そのうち入院を必要としない軽症者が、全体の半数以上を占めています。

全国的に救急車をタクシー代わりに要請する不適正な事例が多く発生しています。救急車は、けがや病気などで緊急に病院に搬送しなければならない傷病者のためのものです。救急車の適正利用にご理解ご協力をお願いします。

問合せ 久喜地区消防組合消防本部警防課 ☎21・1014

救急車の誤った利用例

- ・手足の軽い擦り傷や打撲
- ・歯痛
- ・酒の飲み過ぎによる気分不快
- ・病院へ行きたいが、自家用車がない
- ・タクシーだとお金がかかる
- ・救急車で病院に行けば早く診察してもらえ

こんなときは迷わず119番通報を！

- 意識がない
- 呼吸が困難である
- 骨折をして動けない
- 広い範囲にわたってやけどをした
- けいれんが続いている
- 大量に出血をした

介護給付費通知書をお送りします

介護保険サービスをご利用の皆さんに、介護給付費通知書を送付します。

この通知書は、介護保険サービスをご利用の皆さんに対して、利用されたサービスの費用額や、そのうちの自己負担額を、利用月・サービス事業所・サービス種類ごとに、審査支払いが済んだものについてお知らせするものです。

今回は、平成23年1月から6月までの6か月間の利用分のもを9月末に送付する予定です。サービス利用票や領収書と比較し、利用したサービスや支払った金額の確認などにご活用ください。

次回は、3月末にお送りする予定です。

問合せ 介護福祉課保険料・給付係

（内線3266）